

令和4年度 事業計画

廃棄物及び建設残土等の適正な処理を推進し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展に寄与し、社会の発展に資するため、次の事業を推進する。

1 廃棄物埋立処分事業

(1) 沖洲処分場

- ① 令和2年3月31日に徳島県への移管を終え、集水井戸及び周辺海域の水質調査を令和5年度まで行う。

(2) 橘処分場

- ① 一般廃棄物については1市4町から、産業廃棄物は県内全域から、建設残土については県南部地域から、浚渫土砂は橘港、中島港、富岡港から受入れる。受入れに当たっては受入基準を遵守し適正な管理に努める。
- ② 令和元年6月に作成した「第二期地方創生・経営健全化計画」に基づき、これまでの経営改善計画による改善の成果を踏まえ、持続的な経営の健全化を着実に推進する。
- ③ 施設の老朽化が進行する中で、計画的な修繕や更新など、適切な維持管理を実施するとともに、主要施設の老朽化に伴う大規模修繕や自然災害等に対応するための対策を講ずる。
- ④ 水処理施設については、適切な維持管理に努め、安定した余水の処理を行う。
- ⑤ 水質調査については、原水及び処理水並びに周辺海域の調査を実施する。

(3) 徳島東部処分場

- ① 一般廃棄物については4市8町村（旧鴨島町を除く）から、産業廃棄物は7市12町村、建設残土は県内全域から、浚渫土砂は徳島小松島港、今切港、粟津港及び撫養港から受入れる。受入れに当たっては、受入基準を遵守し適正な管理に努める。
- ② 令和元年6月に作成した「第二期地方創生・経営健全化計画」に基づき、これまでの経営改善計画による改善の成果を踏まえ、持続的な経営の健全化を着実に推進する。
- ③ 施設の老朽化が進行する中で、計画的な修繕や更新など、適切な維持管理を実施するとともに、主要施設の老朽化に伴う大規模修繕や自然災害等に対応するための対策を講ずる。
- ④ 廃プラスチック類前処理施設については、設備の点検と修繕、更新などを行い、適正な運転管理に努める。
- ⑤ 水処理施設については、塩害等による施設自体の腐蝕が目立つなど、安全に支障をきたすおそれがあることから、適切な補修・維持管理に努め、安定した余水

の処理を行う。

- ⑥ 水質調査については、原水及び処理水並びに周辺海域の調査を実施する。
- ⑦ 北東側を中心に環境保全対策を継続的に実施し、層別水質調査の定期実施、水質の管理対策等を講ずる。

2 公益活動

(1) 廃棄物適正処理推進事業助成

廃棄物の適正な処理を推進することにより、県民の生活環境の保全等を図るため、次の事業に対して補助金を交付する。

① ゴミゼロ推進事業

市町村が行う廃棄物の減量化等推進事業、環境教育・学習推進事業、その他の事業。

② 地域環境美化活動事業

徳島県内でNPO法人やボランティア団体等が実施する、不法投棄等の除去活動又は地域の環境美化活動のうち、30名以上の県民が参加し、徳島県及び市町村から推薦があるなど一定の要件を満たす事業。

(2) 情報公開の推進

廃棄物の処理に関する情報公開等について、引き続きホームページの活用などにより積極的に行う。